



# 「杜の都環境プラン(仙台市環境基本計画)」のあらまし

「杜の都環境プラン(仙台市環境基本計画)」は仙台市環境基本条例第8条に基づき、本市の環境の保全と創造に関する施策の基本的な方向を定めるものです。

本市では、平成9年に本計画を策定し、人口増加や市街地の拡大等に伴う自動車公害の深刻化や廃棄物の増加などの課題に対応するため、公害防止対策やごみ減量・リサイクルなどの取り組みを進めました。

平成23年3月には、計画期間の満了に伴い新たな「杜の都環境プラン」(計画期間:平成23年度～令和2年度)を策定し、これまでの計画の理念や考え方を継承しつつ、地球温暖化や生物多様性の確保等の重要な課題に対応するため、低炭素都市づくりや資源循環都市づくり、自然共生都市づくりなどに取り組みました。

平成28年3月には、東日本大震災や社会情勢の変化を踏まえ、計画を改定し、定量目標の見直しを行うとともに、環境施策に防災の視点を取り入れ、環境にやさしく、災害にも強い分散型エネルギーの普及等に取り組みました。

本計画については、令和2年度末に計画期間の満了を迎えたことから、令和3年3月に改定し、新たな計画(計画期間:令和3年度～令和12年度)を策定しました(8ページ)。

## ●「杜の都環境プラン」(計画期間:平成23年度～令和2年度)における目指すべき都市像及び施策の体系等

「『杜』と生き、『人』が生きる都・仙台」を環境面からみた目指すべき都市の全体像とし、その下に具体的な4つの分野別都市像を掲げ、必要な施策を体系化しました。さらにこれらに共通する仕組みづくりや人づくりの観点から施策体系に加え、環境施策の積極的な展開を図ってきました。

### 環境都市像

「杜」と生き、「人」が生きる都・仙台  
 一杜の恵みを未来につなぎ、「環」「輪」「和」の暮らしを楽しむまちへー

### 環境都市像を実現するための施策展開

### 施策体系

- 1 低炭素都市づくり(まち全体に省エネルギーの仕組みが備わった都市)
- 2 資源循環都市づくり(資源や物が大切に、また循環的に利活用されている都市)
- 3 自然共生都市づくり(自然や生態系が大切にされ、その恵みを享受できる都市)
- 4 快適環境都市づくり(市民の健康を保ち、快適さや地域の個性、魅力を体感できる都市)
- 5 良好な環境を支える仕組みづくり・人づくり

## ●計画の推進

令和2年度は、低炭素都市づくりを推進するため、市と事業者が協働して温室効果ガス排出削減を進める「温室効果ガス削減アクションプログラム」を開始しました。また、資源循環都市づくりに向けては「ワケアップ!仙台」キャンペーンなどを、自然共生都市づくりに向けては「生物多様性保全推進事業」等を実施しました。良好な環境を支える人づくりに向けては「せんだい環境学習館(たまきさんサロン)」を中心とした環境学習の推進を行いました。

今後も、令和3年度からの新たな「杜の都環境プラン」の施策展開の方向性や社会情勢の変化を踏まえながら、効果的な施策を推進していきます。